

募 集

平成29年度奨学生募集

市では、優秀な生徒でありながら、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与または給付し、有為な人材を育成することを目的として、平成29年度奨学生を募集します。

募集期間 平成29年2月15日(水)～4月17日(月) 17:15まで ※土・日曜日、祝日を除く

※申込書・募集要項は、市役所3階教育総務課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

【奨学資金】

○募集人数・貸与月額・貸与期間

在学する学校		募集人数	貸与額(月額)	貸与期間
高等学校		20名	2万円以内	平成29年4月から在学する学校の正規の修業期間(1学年以外の学年で貸与を希望する方は、残修業期間とする)
高等専門学校	1～3年課程		5万円以内	
	4年課程以上			
専門学校(専修学校専門課程)				
大学・短期大学				

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- 平成29年3月31日現在、保護者が常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方
- 下記の学校に入学または、在学する方
 - 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む、以下同じ)
 - 高等専門学校
 - 専門学校(専修学校専門課程)
 - 大学(短期大学を含む)
- 人物および学業がともに優れている方
- 経済的理由により修学が困難な方
- 他の奨学金を受けていない方(他の奨学金との併願は可、併用は不可)

○提出書類

- 奨学資金貸与申請書
- 奨学生推薦調書
- 住民票謄本(本籍表示のもの)
- 世帯全員分が記載された所得証明書(平成27年分)
- 保護者(父母両方)の平成28年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し
- 保護者(父母両方)の市税の滞納のない証明書
- 在学証明書(4月以降)

○返還について

最終貸与月の6ヵ月経過後から、10年以内に半年賦または年賦で返還(無利子)。

【入学一時金】

○募集人数・貸与限度額

学校の種別	募集人数	貸与限度額(入学時一回)	備 考
専門学校(専修学校専門課程)	5名以内	100万円	貸与額は、入学時の納入金を超えない額
短期大学		150万円	
大学		200万円	

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- 下記の学校に入学する方の保護者で、平成29年3月31日現在、常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方
 - 専門学校(専修学校専門課程)
 - 短期大学
 - 大学
- 経済的に修学させることが困難な方

○提出書類

- 入学一時金貸与申込書
- 住民票謄本(本籍表示のもの)
- 世帯全員分が記載された所得証明書(平成27年分)
- 保護者(父母両方)の平成28年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し
- 保護者(父母両方)の市税の滞納のない証明書
- 入学が確認できる書類の写し
- 入学時に学校に納入する金額が確認できる書類の写し

○返還について

貸与1年後から3年以内に半年賦または年賦で返還(無利子)。

【長山景樹特別奨学金】

○募集人数・給付月額・給付期間

在学する学校		募集人数	給付額(月額)	給付期間
市内高等学校	常陸大宮高等学校	2名以内	1万5千円	3年以内
	小瀬高等学校	2名以内		
大学	常陸大宮高等学校出身者	1名以内	5万円	4年(6年)以内
	小瀬高等学校出身者	1名以内		
大学(出身高校の限定なし)		2名以内	3万円	

○申請資格(次の全項目に該当する方)

- ①平成29年3月31日現在、保護者が常陸大宮市に引き続き3年以上住所を有する方
- ②下記の学校に入学、または在学する方
 - ア 県立常陸大宮高等学校 イ 県立小瀬高等学校
 - ウ 大学(ただし学校教育法に規定する大学であり、医学を履修する課程、通信教育を行う学部及び短期大学を除く)
- ③人物および学業が特に優れている方
- ④経済的理由により修学が困難な方
- ⑤市の発展に寄与する目的で実施される事業等に積極的に協力し、または関与する意思のある方
- ⑥常陸大宮市奨学資金の貸与を受けていない方(市の奨学金との併願は可、併用は不可)

○提出書類

- ・奨学金給付申請書(特別奨学生) ・特別奨学生推薦調書
- ・住民票謄本(本籍表示のもの) ・世帯全員の所得証明書(平成27年分)
- ・保護者(父母両方)の平成28年分の確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し
- ・保護者(父母両方)の市税の滞納のない証明書
- ・在学証明書(4月以降) ・小論文(論題「常陸大宮市の将来に思うこと」800字)

○返還について

本制度は返還のない奨学金です。ただし、下記の場合は奨学金の全額または一部の返還が必要です。

- ・休学、停学、原級留置または退学した場合
- ・保護者及び特別奨学生がともに市内に住所を有しなくなった場合
- ・疾病等のため卒業の見込みがなくなった場合
- ・学業成績等が不良となった場合
- ・奨学金を必要としない理由が生じた場合
- ・その他、特別奨学生として適当でないと認められる場合

申請・問 教委 教育総務課総務G ☎53-1111 内線349
 HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

